

## 表 彰 規 程

(趣旨)

第1条 本連合が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 本連合が行う表彰は、次の種類とする。

- (1) スポーツ推進委員功労者表彰
- (2) 30年勤続スポーツ推進委員表彰
- (3) スポーツ推進委員優良団体表彰
- (4) 賛助会員等表彰 (特別賛助会員を含む)

(被表彰者の推薦基準)

第3条 被表彰者の推薦は、次の(1)～(3)までの一つに該当するほか、スポーツ推進委員功労者表彰候補者にあつては本条第1項(4)に、また、30年勤続スポーツ推進委員表彰候補者にあつては本条第1項(5)に、それぞれ該当する者の中から行う。

- (1) 長年にわたり、本連合又は本連合加盟団体の運営に功績のあつた者
- (2) 長年にわたり、スポーツ推進委員として自己の研鑽に励むとともに、その属する地域のスポーツ振興に功績のあつた者又は団体
- (3) (1)(2)のほか、本連合の事業等に顕著な功績のあつた者
- (4) スポーツ推進委員功労者表彰における被表彰候補者は、本連合の普通会員であり、スポーツ推進委員としての活動年数が、前年度末までに10年以上の者で、年齢が表彰日現在で満45歳以上の者
- (5) 30年勤続スポーツ推進委員表彰における被表彰候補者は、本連合の普通会員であり、本年度中にスポーツ推進委員として勤続30年を迎える者
- (6) 本連合の役職員として連合の発展に貢献した者
- (7) 一定額以上の賛助会費を納入し、本連合の発展に貢献した者又は団体

(被表彰者の推薦)

第4条 本連合専務理事並びに都道府県スポーツ推進委員協議会の代表者は、前条に該当すると認められる者があるときは、別に定める表彰の種類別の被表彰者推薦要項に基づき、被表彰者の推薦書を作成し、本連合会長宛に提出する。

2 スポーツ推進委員功労者表彰に係る都道府県スポーツ推進委員協議会の被表彰候補者推薦人数の算定基準は、別表1のとおりとする。

(被表彰者の決定)

第5条 本連合会長は、前条によって推薦された被表彰候補者について、本連合会長、専務理事、理事1名から成る被表彰者選考委員会に諮り、被表彰者を決定する。

(表 彰)

第6条 表彰は、毎年開催する全国スポーツ推進委員研究協議会において、本連合会長が被表彰者に対し、表彰状又は感謝状を贈って行う。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表1

表彰規程第4条第2項に係るスポーツ推進委員功労者  
表彰の都道府県協議会別被表彰者推薦人数の算定基準

普通会員数	推薦人数	普通会員数	推薦人数
300人以下	1人	2,401人～2,700人	9人以内
301人～600人	2人以内	2,701人～3,000人	10人以内
601人～900人	3人以内	3,001人～3,300人	11人以内
901人～1,200人	4人以内	3,301人～3,600人	12人以内
1,201人～1,500人	5人以内	3,601人～3,900人	13人以内
1,501人～1,800人	6人以内	3,901人～4,200人	14人以内
1,801人～2,100人	7人以内	4,201人～4,500人	15人以内
2,101人～2,400人	8人以内	4,501人以上	16人以内

\*推薦人数は、前年度の普通会員数に基づき決定する。

## 表 彰 規 程

(趣 旨)

第1条 本連合が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 本連合が行う表彰は、次の種類とする。

- (1) スポーツ推進委員功労者表彰
- (2) 30年勤続スポーツ推進委員表彰
- (3) スポーツ推進委員優良団体表彰
- (4) 賛助会員等表彰(特別賛助会員を含む)

(被表彰者の推薦基準)

第3条 被表彰者の推薦は、次の(1)～(3)までの各号の一つに該当するほか、スポーツ推進委員功労者表彰候補者にあつては本条第1項第(4)号に、また、30年勤続スポーツ推進委員表彰候補者にあつては本条第1項第(5)号に、それぞれ該当する者の中から行う。

- (1) 長年にわたり、本連合又は本連合加盟団体の運営に功績のあった者
- (2) 長年にわたり、スポーツ推進委員として自己の研鑽に励むとともに、その属する地域のスポーツ振興に功績のあった者又は団体
- (3) 前各号のほか、本連合の事業等に顕著な功績のあった者
- (4) スポーツ推進委員功労者表彰における被表彰候補者は、本連合の普通会员であり、スポーツ推進委員としての活動年数が、前年度末までに10年以上の者で、年齢が表彰日現在で満45歳以上の者
- (5) 30年勤続スポーツ推進委員表彰における被表彰候補者は、本連合の普通会员であり、本年度中にスポーツ推進委員として勤続30年を迎える者
- (6) 本連合の役職員として連合の発展に貢献した者
- (7) 一定額以上の賛助会費を納入し、本連合の発展に貢献した者又は団体

(被表彰者の推薦)

第4条 本連合専務理事並びに都道府県スポーツ推進委員協議会の代表者は、前条に該当すると認められる者があるときは、別に定める表彰の種類別の被表彰者推薦要項に基づき、被表彰者の推薦書を作成し、本連合会長宛に提出する。

2 スポーツ推進委員功労者表彰に係る都道府県スポーツ推進委員協議会の被表彰候補者推薦人数の算定基準は、別表1のとおりとする。

(被表彰者の決定)

第5条 本連合会長は、前条によって推薦された被表彰候補者について、本連合会長、専務理事、理事1名から成る被表彰者選考委員会に諮り、被表彰者を決定する。

(表 彰)

第 6 条 表彰は、毎年開催する全国スポーツ推進委員研究協議会において、本連合会長が被表彰者に対し、表彰状又は感謝状を贈って行う。

附 則

この規程は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### 別表 1

#### 表彰規程第 4 条第 2 項に係るスポーツ推進委員功労者 表彰の都道府県協議会別被表彰者推薦人数の算定基準

普通会員数	推薦人数	普通会員数	推薦人数
300 人以下	1 人	2,401 人～2,700 人	9 人以内
301 人～600 人	2 人以内	2,701 人～3,000 人	10 人以内
601 人～900 人	3 人以内	3,001 人～3,300 人	11 人以内
901 人～1,200 人	4 人以内	3,301 人～3,600 人	12 人以内
1,201 人～1,500 人	5 人以内	3,601 人～3,900 人	13 人以内
1,501 人～1,800 人	6 人以内	3,901 人～4,200 人	14 人以内
1,801 人～2,100 人	7 人以内	4,201 人～4,500 人	15 人以内
2,101 人～2,400 人	8 人以内	4,501 人以上	16 人以内

\* 推薦人数は、前年度の普通会員数に基づき決定する。

# 表彰に係る被表彰候補者推薦要項

## 1 趣 旨

本連合の表彰に係る表彰の種類別被表彰候補者の推薦は、本連合の表彰規程に基づくほか、この要項に従って行うものとする。

## 2 本連合から送付する書類

### (1) 平成 29 年度表彰に係る被表彰者の推薦方について(依頼)

- ・ 表彰規程
- ・ 表彰に係る被表彰候補者推薦要項
- ・ 表彰の種類別被表彰候補者推薦書（用紙）
- ・ 表彰の種類別被表彰候補者推薦書記入要領
- ・ 表彰の種類別被表彰候補者推薦書記入例

## 3 被表彰候補者推薦書の本連合への送付期限

平成 29 年 6 月 9 日（金）

## 4 表彰の種類別被表彰候補者の推薦基準

この推薦基準は、本連合専務理事並びに都道府県スポーツ推進委員協議会における被表彰候補者の選考並びに被表彰候補者推薦書作成上の便を考慮したものである。したがって、本連合表彰規程第 3 条の被表彰者の推薦基準をすべて取り込んでいる。

### (1) スポーツ推進委員功労者表彰の被表彰者推薦基準

- 1) 本連合の普通会員である者
- 2) 長年にわたり、本連合又は本連合加盟団体の運営に功績のあった者
- 3) 長年にわたり、スポーツ推進委員として自己の研鑽に励むとともに、その属する地域のスポーツ振興に功績のあった者
- 4) スポーツ推進委員としての活動年数が、前年度末で 10 年以上の者(ただし、現職に限る)
- 5) 年齢が表彰日現在で満 45 歳以上の者
- 6) スポーツ推進委員の自己研鑽の一環として、本連合機関誌「みんなのスポーツ」を年間購読している者並びに本連合発行の「スポーツ推進委員手帳」を購入している者
- 7) 被表彰候補者の推薦人数は、「別表 1 表彰規程第 4 条第 2 項に係るスポーツ推進委員功労者表彰の都道府県協議会別被表彰候補者推薦人数の算定基準」に基づき算出した平成 29 年度都道府県スポーツ推進委員協議会別功労者表彰の被表彰候補者人数の範囲内とする。

## **(2) 30年勤続スポーツ推進委員表彰の被表彰者推薦基準**

- 1) 本連合の普通会員である者
- 2) 本年度中にスポーツ推進委員(原則として表彰日現在の現職者)として勤続30年を迎える者(ただし、通算30年のスポーツ推進委員の活動歴がある者で、退職してから1年以内の者を含む)
- 3) スポーツ推進委員の自己研鑽の一環として、本連合機関誌「みんなのスポーツ」を年間購読している者並びに本連合発行の「スポーツ推進委員手帳」を購入している者

## **(3) スポーツ推進委員優良団体表彰の被表彰候補団体推薦基準**

- 1) 被表彰候補団体は、スポーツ推進委員で構成する団体であること
- 2) 被表彰候補団体は、原則として、市区(東京都23区及び政令指定都市の区)町村単位で組織した団体であり、団体設立後10年以上にわたって活動を継続している団体であること
- 3) 地域のスポーツ振興に顕著な業績を挙げ、地域住民の健康、体力の向上・維持に貢献している団体であること
- 4) 過去15年以内に団体として文部科学省または本連合から表彰を受けていないこと
- 5) 合併後の市区町村において、過去に本連合の表彰を受けていない市区町村が含まれている場合は、被表彰候補団体となり得る
- 6) 被表彰候補団体数は、各都道府県1団体とする

## **(4) 退任役職員表彰の被表彰者推薦基準**

- 1) 本連合の役員又は職員として、連合の発展に貢献した者で、前年度までに退任(職)した者

## **(5) 一般賛助会員(個人並びに団体)表彰の被表彰者推薦基準**

- 1) 本連合賛助会員の会費が一定額以上に達した者(団体)

## **(6) 特別賛助会員(法人等)の被表彰基準**

- 1) 特別賛助会員(法人等)の会費が一定額以上に達した法人等

## **5 被表彰候補者の選考と推薦**

### **(1) 本連合専務理事による選考と推薦**

本連合専務理事は、事務局長、事務局職員の協力を得て、表彰規程第2条第1項第(4)号の「賛助会員等表彰」の被表彰候補者を選考し、本連合に推薦する。

### **(2) 都道府県スポーツ推進委員協議会代表者による選考と推薦**

都道府県スポーツ推進委員協議会代表者は、被表彰候補者選考委員会を構成し、表彰規程第2条第1項第(1)号の「スポーツ推進委員功労者表彰」の被表彰者、同条第1項第(2)号の「30年勤続スポーツ推進委員表彰」の被表彰者及び同条第1項第(3)号のスポーツ推進委員優良団体表彰の被表彰候補団体を選考し、本連合に推薦する。

## **6 表彰の種類別被表彰候補者推薦書の用紙と記入要領**

- ・スポーツ推進委員功労者表彰被表彰者推薦書の用紙と記入要領
- ・30年勤続スポーツ推進委員表彰被表彰者推薦名簿の用紙と記入要領
- ・スポーツ推進委員優良団体表彰被表彰団体推薦書の用紙と記入要領